2　内部格付手法採用最終指定親会社は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一　有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額をEADとし、取引の相手方の種類に応じ、第百二十九条又は第百三十八条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二　反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額（当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）を自己資本から控除する。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。

一　当該取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

二　当該取引の約定額に第二十二条から第三十五条までに定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

三　非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場合において、当該すべての非同時決済取引について、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4　先進的内部格付採用最終指定親会社は、前項第一号の場合において、第百三十三条第一項又は第百四十一条の規定にかかわらず、当該取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5　第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数のうち、外部の決済システム全体の全体的な障害に起因するものがある場合、内部格付手法採用最終指定親会社は、その日数を第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数から除くことができる。

第九款　その他資産等

（その他資産等の取扱い）

第百五十六条　第二十一条の規定は、内部格付手法の信用リスク・アセットの額の算出について準用する。

2　第百二十九条、第百三十六条から第百三十八条まで、第百四十三条、第百四十四条及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額（EAD）に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする

第四節　最低要件

第一款　内部格付制度の設計

第一目　内部格付制度

（内部格付制度）

第百五十七条　内部格付手法採用最終指定親会社は、信用リスクの評価、エクスポージャーに対する内部格付の付与並びにPD、LGD及びEADの推計（事業法人等向けエクスポージャーのLGD及びEADの推計については先進的内部格付手法採用最終指定親会社に限る。）を行う方法、手続、統制、データの収集及び情報システム（以下「内部格付制度」と総称する。）を設けなければならない。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、各資産区分の中の特定の業種又は市場ごとに異なる内部格付制度を設けることができる。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、前項の規定に基づき複数の内部格付制度を設ける場合、各債務者を当該債務者のリスクを判定するのに最もふさわしい内部格付制度に割り当てるための基準を作成し、当該基準を記載した書類を整備しなければならない。

4　内部格付手法採用最終指定親会社は、第二項の規定に基づき複数の内部格付制度を設ける場合、連結自己資本規制比率を向上させるために、債務者を内部格付制度に対して恣意的に割り当ててはならない。

（事業法人等向けエクスポージャーの内部格付制度）

第百五十八条　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーについて、債務者格付と案件格付からなる内部格付制度を設けなければならない。ただし、内部格付手法採用最終指定親会社は、特定貸付債権についてスロッティング・クライテリアを適用している場合は、当該特定貸付債権については期待損失率に応じた内部格付制度を用いることができる。

2　債務者格付は、次に掲げる性質のすべてを有するものでなければならない。

一　債務者のPDに対応するものであること。

二　同一の債務者に対する複数の事業法人等向けエクスポージャーを有する場合は、これらに対して同一の債務者格付が付与されること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合は、この限りでない。

イ　トランスファー・リスクを考慮し、債務者の所在地国の通貨建て又はそれ以外の通貨建てであるかに応じて異なる債務者格付を付与する場合

ロ　当該エクスポージャーに関連する保証が、債務者格付において勘案されている場合

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、信用リスク管理指針に、次に掲げる性質をすべて満たすような事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付に関する規定を記載しなければならない。

一　個々の債務者格付の意味するリスクの水準に鑑み、各債務者格付の関係が明確に規定されていること。

二　債務者格付は、当該債務者格付が下がるごとにリスクの水準が高くなるよう規定されているものであること。

三　各債務者格付のリスクの水準は、当該債務者格付に対応する債務者の典型的なデフォルト確率及び当該信用リスクの水準を判断するために設けられている基準により規定されていること。

4　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーについてLGDに対応した案件格付を設けなければならない。ただし、基礎的内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーの案件格付を設けるに当たっては、債務者及び取引に特有の要素を勘案することができる。

（リテール向けエクスポージャーの内部格付制度）

第百五十九条　内部格付手法採用最終指定親会社は、リテール向けエクスポージャーについて債務者及びエクスポージャーに係る取引のリスクに基づく、これらの特性を考慮した内部格付制度を設けなければならない。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、次に掲げる要件を満たすように、リテール向けエクスポージャーを各プールに割り当てなければならない。

一　当該割当てによって、リスクが適切に区分されること。

二　各プールが十分に類似性を持ったエクスポージャーによって構成されること。

三　当該割当てによって、プールごとに、損失の特性を正確かつ継続的に推計することが可能になること。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、前項各号に掲げる各プールへの割当てに当たっては、次の各号に掲げる要素その他のリスク特性を考慮しなければならない。

一　債務者のリスク特性

二　取引のリスク特性（共同担保条項がある場合は、これを必ず考慮しなければならない。）

三　エクスポージャーの延滞状況

4　内部格付手法採用最終指定親会社は、リテール向けエクスポージャーについてプールごとに、PD、LGD及びEADを推計しなければならない。ただし、複数のプールのPD、LGD又はEADの推計値が同一となることを妨げない。